

熊本県公報

号外 第41号
平成30年10月17日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	2
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	3
○熊本県税条例の一部を改正する条例	（税務課）	3
○熊本県立劇場条例の一部を改正する条例	（文化企画・世界遺産推進課）	3
○熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	（高齢者支援課）	4
○熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例	（子ども未来課）	4
○熊本県林業研究指導所条例の一部を改正する条例	（森林整備課）	4
○熊本県建築基準条例の一部を改正する条例	（建築課）	5
○熊本県風俗案内業の規制に関する条例	（警察本部生活環境課）	5

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 指定管理候補者の選定の特例に係る規定を整備することとした。（第5条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 - 1 建築基準法の一部改正に伴い新たに次の手数料を設けることとした。

(1) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
(2) 仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）	160,000円
 - 2 熊本県林業研究指導所の設備の導入等に伴い次の手数料の額を改定することとした。

林業研究指導所試験手数料	1,920円
--------------	--------
 - 3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）の改正等に伴い次の手数料を廃止することとした。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料	8,000円
----------------------------	--------
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 5 所要の経過措置を定めることとした。
 - 6 手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の関係規定を整理することとした。（附則第3項関係）
- ◇熊本県税条例の一部を改正する条例
 - 1 地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（附則第8条の3、附則第9条関係）
 - 2 この条例は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- ◇熊本県立劇場条例の一部を改正する条例
 - 1 県立劇場の業務に、次の業務を加えることとした。（第3条関係）
 - (1) 実演芸術を担う人材を育成し、及び確保すること。
 - (2) 実演芸術の振興のために県内の実演芸術の公演又は発表のための施設その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
 - 2 指定管理候補者の選定の特例に係る規定を整備することとした。（第11条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 サテライト型養護老人ホームを設置することができる本体施設に養護老人ホームを追加することとした。（第13条関係）
 - 2 サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準を常勤換算方

- 法で1以上とすることとした。(第13条関係)
- 3 外部サービス利用型を除く指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型を除く指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置基準を常勤換算方法で1以上とすることとした。(第13条関係)
- 4 サテライト型養護老人ホームにおいて配置しないことができる職員について、本体施設が養護老人ホームである場合の基準を追加することとした。(第13条関係)
- 5 その他所要の規定の整理を行うこととした。(第13条関係)
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県安心こども基金条例の失効の期限を3年間延長し、平成33年12月31日とすることとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県林業研究指導所条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県林業研究指導所の設備の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第1条、第1条の3、第28条、第28条の2関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県風俗案内業の規制に関する条例

- 1 目的について定めることとした。(第1条関係)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 風俗案内業の届出について定めることとした。(第3条関係)
- 4 風俗案内業者の欠格事由について定めることとした。(第4条関係)
- 5 名義貸しの禁止について定めることとした。(第5条関係)
- 6 特定の性風俗特殊営業に係る風俗案内の禁止について定めることとした。(第6条関係)
- 7 特定の地域における風俗案内の禁止等について定めることとした。(第7条関係)
- 8 無許可等の風俗営業等に係る風俗案内の禁止について定めることとした。(第8条関係)
- 9 少年の業務従事禁止等について定めることとした。(第9条関係)
- 10 従業者名簿について定めることとした。(第10条関係)
- 11 従業者の生年月日の確認等について定めることとした。(第11条関係)
- 12 接待風俗営業及び性風俗特殊営業の許可等の確認等について定めることとした。(第12条関係)
- 13 風俗案内所の管理者について定めることとした。(第13条関係)
- 14 風俗案内業者の遵守事項について定めることとした。(第14条関係)
- 15 風俗案内業者に対する指示について定めることとした。(第15条関係)
- 16 風俗案内業の停止等について定めることとした。(第16条関係)
- 17 聴聞の特例について定めることとした。(第17条関係)
- 18 調査について定めることとした。(第18条関係)
- 19 その他この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第19条関係)
- 20 罰則について定めることとした。(第20条—第22条関係)
- 21 両罰規定について定めることとした。(第23条関係)
- 22 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
- 23 所要の経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第50号

熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の一部を改正する条例
熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成16年熊本県条例第44

号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、公の施設の管理の業務を特定の団体等に行わせることが必要な場合がそれぞれの公の施設の設置及びその管理に関する条例に定められているとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第51号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第187号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第1号」に、「建築の許可」を「建築の認定」に、「建築許可申請手数料」を「建築認定申請手数料」に、「33,000円」を「27,000円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (187)の2 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査

建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 33,000円

第2条第1項第211号中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料(建築基準法第85条第5項)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (211)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

仮設興行場等建築許可申請手数料(建築基準法第85条第6項) 160,000円

第2条第1項第624号の3の2を削る。

第2条第1項第652号ウ中「1,920円以上70,710円以下」を「2,160円以上71,060円以下」に改める。

附則第37項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第178号中「建築許可申請手数料」を「建築認定申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

178の2 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料

別表第1手数料の項第202号中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料(建築基準法第85条第5項)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

202の2 仮設興行場等建築許可申請手数料(建築基準法第85条第6項)

別表第1手数料の項第564号の32の2を削る。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第52号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。
附則第8条の3第2項第4号ア(イ)及び第9条第2項第4号中「第80条第1号イ」を「第147条第1号イ」に、「第78条第1項」を「第145条第1項」に改める。

附 則

この条例は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第45号)の施行の日から施行する。

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第53号

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例
 熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。
 第3条中「県立劇場は、」の次に「県の文化拠点として」を加え、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
 (3) 実演芸術を担う人材を育成し、及び確保すること。
 (4) 実演芸術の振興のために県内の実演芸術の公演又は発表のための施設その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
 第11条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
 2 知事は、前項の規定により県立劇場の管理を指定管理者に行わせようとする場合において、県立劇場の設置目的を達成するために必要があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第5条第1項第4号の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成30年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第54号

熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第67号）の一部を次のように改正する。
 第13条第1項第4号中「平成24年熊本県条例第69号」の次に「。第12項ただし第9項及び第12項」を加え、「及び第9項」を「、第9項」に改め、「及び第12項」を「、第12項」に改め、「平成24年熊本県条例第70号」の次に「。第12項ただし第9項及び第12項」を加え、同条第4項中「当該養護老人ホーム」を「当該サテライト型養護老人ホーム」に改め、「以外」の次に「養護老人ホーム」を加え、同条第8項ただし書中「できる」を「でき、サテライト型養護老人ホームの主任生活相談員（第1項第3号の生活相談員に限る。）は、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第12項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等）基準条例第240条に規定する外部サービス利用者指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム）」を加え、同条第16項の表介護老人保健施設の項の前に次のように加える。

養護老人ホーム	栄養士	栄養士
	調理員	調理員
	事務員その他の職員	事務員その他の職員

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成30年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第55号

熊本県安心子ども基金条例の一部を改正する条例
 熊本県安心子ども基金条例（平成21年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 附則第2項中「平成30年12月31日」を「平成33年12月31日」に改める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県林業研究指導所条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成30年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第56号

熊本県林業研究指導所条例の一部を改正する条例
 熊本県林業研究指導所条例（昭和36年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「40円以上200円以下」を「10円以上190円以下」に、「1,330円」を「2,930円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第57号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例(熊本県建築基準条例(昭和46年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。第1条中「第39条」及び「第40条」の次に「の規定」を加え、「第43条第2項」を「第43条第3項の規定」に改め、「第56条第2第1項」の次に「の規定」を加える。第1条の3中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。第28条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5項」の次に「及び第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。第28条の2中「第43条第1項ただし書の規定による許可」を「第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県風俗案内業の規制に関する条例をここに公布する。

平成30年10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第58号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例
(目的)
第1条 この条例は、清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について、風俗案内を行うことができる地域等を制限し、及び少年に風俗案内所を利用させること等を規制し、もって県民が安心して暮らすことができる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。
(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 接待風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号以下「法」という。)第2条第1項第1号に掲げる営業をいう。
(2) 性風俗特殊営業 法第2条第6項第1号若しくは第2号又は同条第7項第1号に掲げる営業をいう。
(3) 風俗案内 有償又は無償で行う次のアからエまでのいずれかに掲げる行為(接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者が当該営業に関して行うものを除く。)をいう。
ア 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報のうち次の(ア)から(カ)までのいずれかに掲げるものを提供する行為
(ア) 客が受けることができ、接待(法第2条第3項の接待をいう。以下この号において同じ。)又は客が提供を受けることのできる特殊役務(異性の客の性的好奇心に際してその客に接触する役務をいう。以下この号において同じ。)の内容
(イ) 接待又は特殊役務に従事する者に関する事項
(ウ) 客が接待又は特殊役務の提供を受けることのできる時間
(エ) 客がするところ及び遊興又は飲食に関する事項
(オ) 客が支払うべき料金
(カ) 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者が(ア)から(オ)までのいずれか特殊営業(法第2条第7項第1号に掲げる営業を除く。)の営業所の名称、所在地若しくは電話番号その他の連絡先又は性風俗特殊営業(同号に掲げる営業に限る。)の呼称(法第31条第2第1項第2号の呼称をいう。)の受付所(同項第7号の受付所をいう。以下この号において同じ。)の所在地若しくは客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先に関する情報
イ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となる者若しくはその代理人等(代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)が指定するところ若しくはその対し、その者を当該営業場の営業所若しくは性風俗特殊営業の営業所若しくはその対し、その者を当該営業場若しくは性風俗特殊営業の客となる者若しくはその代理人等が指定する行為
エ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となる者若しくはその代理人等が当該営業場若しくは性風俗特殊営業の客となる者若しくはその代理人等が指定する行為のため、当該営業を営む者から接待又は特殊役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)のうち第1号から第6号までのいずれかに該当する者を含むもの(名義貸しの禁止)

第5条 第3条第1項の届出書(同条第3項の届出書(新たな風俗案内所を利用する風俗案内業の開始に係る事項を記載した届出書に限る。))を含む。第7条第3項及び第4項にはおなじ。)を提出した者は、自己の名義をもって、他人に風俗案内業を行わせてはならない。

(特定風俗案内業者は、風俗案内業に係る風俗案内の禁止)

第6条 風俗案内業者は、風俗案内業に係る風俗案内業(法第2条第6項第1号に掲げる風俗案内業者を除く。)に風俗案内業を行ってはならない。

(特定風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、接待風俗営業に係る風俗案内業を行ってはならない。

第7条 風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、接待風俗営業に係る風俗案内業を行ってはならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域(2)を含む)の第1欄に掲げる施設の敷地の敷地の用(当該施設の敷地の用)に供すると決定した土地の敷地の敷地の用(当該施設の敷地の用)に供すると決定した土地を含む。)に同じ。第3欄に定める距離以内の地域

2 風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、性風俗特殊営業に係る風俗案内業を行ってはならない。

(1) 県内の全地域(熊本市中央区の区域のうち中央街の4番、6番、8番、10番及び11番の区域を除く。)

(2) 次に掲げる施設の敷地(当該施設の敷地の用)に供すると決定した土地を含む。)の周囲200メートルの区域内の地域

アイ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 児童福祉法(昭和22年法律第77号)第1条に規定する児童福祉施設及び同法第12条第1項に規定する児童相談所

ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条第1項に規定する公民館
 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設

キ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

ク 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定により設置された少年自然の家、青年の家及び青少年の家

ケ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成11年法律第167号)第11条第1項第1号の規定により設置された青少年交流の家

コ サ シ

更生保護法(平成19年法律第88号)第29条に規定する保護観察所
 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院
 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所

3 第3条第1項の届出書(第1項各号に掲げる地域以外に当該条第1項各号に掲げる地域に属する風俗案内業者(第4条各号に掲げる地域に属する風俗案内業者)が定めること又は別表の第1欄に掲げる施設が設置されたこと(当該施設の敷地の敷地の用)に供すると決定されたこと)を含む。)により同項各号に掲げる地域で接待風俗営業に係る風俗案内業を行おうこととなつたものについては、同項の規定は、適用しない。

4 第3条第1項の届出書を提出し、第2項各号に掲げる地域以外に当該条第1項各号に掲げる地域に属する風俗案内業者(第4条各号に掲げる地域に属する風俗案内業者)が定めること又は別表の第1欄に掲げる施設が設置されたこと(当該施設の敷地の敷地の用)に供すると決定されたこと)を含む。)により同項の規定は、適用しない。

(無許可等風俗営業等に係る風俗案内の禁止)

第8条 風俗案内業者は、法第3条第1項、第7条第1項、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の規定に違反して営まれている接待風俗営業又は法第27条第1項の規定に違反して営まれている性風俗特殊営業に係る風俗案内業を行ってはならない。

(少年の業務従事禁止等)

第9条 風俗案内業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 風俗案内所において18歳未満の者を当該風俗案内業に係る業務に従事させること。

(2) 18歳未満の者に風俗案内所を利用させること。

(従業者名簿)

第10条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該風俗案内所において従事する従業者の氏名及び住所その他公安委員会規則で定める事項を記載し、当該従業者が退職した日から起算して3年を経過する日までに当該従業者に係る従業者名簿を保存しなければ

- ならない。
 (生年月日の確認等)
 第11条 風俗案内業者は、風俗案内業に係る業務に従事せよとす者の生年月日に
 ついて、公安委員会は、規則で定めるところから起算
 2 風俗案内業者は、前項の記録を保存し、業務に認められた日から起算
 ろにより、当該確認の日まで当該確認に係る記録を保存し、業務に認められた日から起算
 し、3年を経過する日(許可等の確認等)
 第12条 風俗案内業者は、接待風俗案内業の7対象となる風俗特待風俗特殊営業に係る風俗案内業者が、第1項の
 1 項の許可は、若しくは、又書面を提出し、当該風俗案内業の7対象となる風俗特待風俗特殊営業に係る風俗案内業者が、第1項の
 2 風俗案内業者は、前項の規則で定めるところから起算
 の営業所の名称、(以下この営業等
 を記載した帳簿(以下この営業等
 を経る日(管理者)
 第13条 風俗案内業者は、風俗案内所
 1 括管理する者から、第4項に規定する業務を行う者として管理者1人を選任しな
 ければならない。
 2 風俗案内業者は、管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、その日から14
 日以内に新たな管理者を選任しなければならない。
 3 次の各号のいずれかから第6号まで
 (1) 第4条第1号から第6号まで
 (2) 未成年者
 4 管理者は、当該風俗案内所における業務の実施に、風俗案内業者又はその代理人
 等に対し、これらが行うべき業務の適正な実施を確保するために必要な助
 言又は指導を行い、その他当該風俗案内業の遵守事項)
 (風俗案内業者の遵守事項)
 第14条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 (1) 午前0時(次に掲げる日の区分に
 時)から午前6時までの時間において、接待風俗営業に係る風俗案内を行わないこと。
 ア 7月14日から7月16日までの日 県内の全地域
 イ 8月14日から8月16日までの日 県内の全地域
 ウ 12月20日から翌年の1月8日までの日 県内の全地域
 エ アからウまでに掲げる日以外の日で公安委員会規則で定める日 公安委員会規則
 オ アからエまでに掲げる日以外の日で公安委員会規則で定める日 公安委員会規則
 (ア) 熊本中央街の1番、2番及び4番並びに安政町の1番から3番まで及び5番か
 まで、手取本町の2番から8番まで並びに安政町の1番から3番まで及び5番か
 ら7番までの区域
 (イ) 八代市の区域のうち本町一丁目の1番から7番まで、10番から12番まで
 及び13番(公安委員会規則で定める区域を除く。)並びに袋町の3番及び4番
 の区域
 (2) 午前0時から午前6時までの時間において性風俗特殊営業に係る風俗案内を行わ
 ないこと。
 (3) 風俗案内所の周辺において、公安委員会規則で定める数値以上の騒音を生じさせ
 ないこと。
 (4) 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、
 アに掲げる物品若しくはイに掲げる記号を表示し、又は当該物品若しくは当該記号を
 表示した物品を掲出し、若しくは配置しないこと。
 ア 接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業において提供される役務若しくは当該役務
 に従事する者が表され、又は当該者を連想させる写真、雑誌、図画その他の物品で
 公安委員会規則で定める基準に該当するもの
 イ 性的感情を刺激するものとして公安委員会規則で定める基準に該当する文字その
 他の記号
 (5) 18歳未満の者が風俗案内所を利用してはならない旨を当該風俗案内所の入口そ
 の他の公衆の目につきやすい場所に表示すること。
 (6) 卑わいな行為が行われていることを告げ、又は当該行為が行われていると思わせ
 る方法で、接待風俗営業又は性風俗特殊営業に係る風俗案内を行わないこと。
 (7) 接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業に関する情報を客に提供することを委託す
 る契約を締結させ、又は当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、

- (1) 第10条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、これに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又はこれを保存しなかった者
- (2) 第11条第1項の規定に違反した者
- (3) 第11条第2項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者
- (4) 第12条第1項の規定に違反した者
- (5) 第12条第2項の規定に違反して、風俗営業等確認簿を備えず、これに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又はこれを保存しなかった者
- (6) 第18条第1項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (7) 第18条第2項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第20条第1項又は前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に風俗案内を行っている風俗案内業者（第4条各号のいずれかに該当するものを除く。）に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「風俗案内業を行おうとする者」とあるのは「風俗案内を行っている風俗案内業者」と、「公安委員会規則で定める日までに」とあるのは「平成31年4月30日までに」とする。
- 3 この条例の施行の際現に第7条第1項又は第2項に掲げるいずれかの地域で風俗案内を行っている風俗案内業者（第4条各号のいずれかに該当するものを除く。）については、平成31年4月30日までの間は、第7条第1項又は第2項の規定は、適用しない。
- 4 前項の風俗案内業者で平成31年4月30日までの間に当該風俗案内業に係る第3条第1項の届出書を提出したものについては、同年9月30日までの間は、第7条第1項又は第2項の規定は、適用しない。

別表（第7条関係）

施 設	風俗案内所が所在する地域	距 離
学校（学校教育法第1条に規定するもの（大学及び幼稚園を除く。）をいう。）	第1種地域	50メートル
	第2種地域	70メートル
	第3種地域	100メートル
病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。ただし、商業地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。以下この表において同じ。）にあるものを除く。）又は診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち10人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。ただし、商業地域にあるものを除く。）	第3種地域	50メートル

備考

- 1 「第1種地域」とは、第14条第1号オに掲げる地域をいう。
- 2 「第2種地域」とは、商業地域（第1種地域に該当する地域を除く。）をいう。
- 3 「第3種地域」とは、県内の全地域から第1種地域及び第2種地域を除いた地域をいう。